令和3年度第3回PTA·校名等部会 会議要旨

と き 令和3年10月18日(月) ところ 役場1階 まなびの広場

※会議の主な内容は以下のとおり

事務局:定刻になったので、令和3年度第3回 PTA·校名等部会を開始する旨を告げる。 (14:30 開始)

事務局:PTA会則(案)等について、各PTAで出された意見について教えてください。

- 〇会計は1名でよいという意見がありました。また、PTA会費を各校いくら残す必要があるのか教えてほしいです。北学園の場合、北方小、北方西小、北方中でそれぞれ児童生徒数が違うので、同額を残すというのは違うのかなと思います。
- ⇒令和5年度のPTA会費の最初の引き落としまでにどの程度を残しておく必要があるのか、今までの執行状況を勘案し、各PTAで検討していただきたいです。
- ○校外生活委員について、小学1年生から4年生までの保護者には立哨当番、小学5年生から中学3年生の保護者は巡回当番としたらどうかという意見が出ました。
- ○PTA会費について、学園全体の分を管理するのであれば、通帳は1つでよいですし、 例えば、低学年、中学年、高学年で分けて管理するのであれば、通帳は3つ必要で、それに応じた人数が必要になると思います。
- ○家庭教育委員長と学年長を兼任してはどうかという意見が出ました。
- 〇北学園の校外生活委員は地区ごとに1名必要ですので、合計36名必要です。
- ○学年長は各学年1名でよいです。
- 〇書記3名は、低学年、中学年、高学年で各1名という想定でしょうか。
- ○学園に引き継ぐお金の額を早く明確にしてほしいです。
- ○南学園について、副会長は5名必要ではないかという意見が出ました。現在、小学校で3名おり、学園になると中学校分も増えるため、会長代理の職務を行う方が1名おけるとよいとのことでした。
- ○南学園の校外生活委員も地区ごとに1名必要であり、合計8名必要とのことでした。
- 〇副会長は5名も必要ですか。
- ○現在も副会長が会長代理の職務を行っていると思います。
- 〇北方西小と北方南小は今年度から4つあった委員会を2つの委員会に減らしました。役員のなり手がいない中、副会長の人数を増やすと、役員集めがさらに困難となります。

- 〇北学園と南学園で会則を一緒にしなければいけませんか。学園の規模も違うため、執行 部役員の必要人数も異なると思います。
- ⇒まだ学園は存在しないため、専門部会で意見を伺い、初期設定をしているところです。 これをベースに各学園にあわせた会則を作っていただければよいと思います。
- ○役員のなり手がいないということであれば、北学園の校外生活委員の36名についても 地区を統合するなどして、委員の人数を見直してはどうでしょうか。
- ○会計の人数や今後の管理の仕方を検討するためにも、現在の各PTAの会計の方に集まってもらったほうがよいと思います。各学園とも規模が大きくなるため、通帳を1人で管理するのは大変になると思います。また、お金のチェック機能も含め、本来は2名で管理するべきとも思います。
- ○南学園は各学年2クラスしかないため、学年委員会は必要ありません。
- 〇会則(案)の第15条に学年ブロック委員会とありますが、これは必要でしょうか。各 学年ブロックで何をやるのか分かりません。
- ⇒現在、学校運営部会で学園行事について検討している途中です。学校としても、これが 必要かどうか検討したいと思います。
- 〇北方南小の家庭教育委員会では、夜間の巡回指導をしていません。
- 〇北方小は昨年から中止にしていますが、コロナが収まれば実施します。
- ○専門委員長の信任投票までは不要ではないでしょうか。
- ○会則の改正について、すぐメールシステムを利用した電子投票での議決方法についても、記載しておいた方がよいと思います。
- ○議決方法については、どういった手法をとるかまでは、会則に記載しなくてもよいと思います。
- ○学級長はいらないと思います。北方小は2年前くらいからありません。授業参観のあと の学級懇談の司会も担任の先生にお願いしています。
- ○学級懇談の司会などを先生にお願いすることにより、先生の仕事が増えてしまうのでは ないかと思います。PTAの役を減らすことによって、先生の仕事が増えてしまうのは 違うと思います。
- 〇北方南小では、学級長に運動会の片づけの段取りをお願いしています。
- ○学級懇談会の司会を学級長の方にやっていただくことにより、事前に情報共有ができ、学校の意を汲んだ司会をしてもらえ、懇談会も円滑に進めることができると思います。今は、学級懇談会が伝達の会になっていますが、以前は学校も困ったことがあれば、学級長に相談して、保護者との間に入ってもらうなど、大変心強い味方であったと思います。
- ○執行部会に学級長が出席する必要がありますか。

- ○免除規定については、何年以降に執行部役員を経験した方を免除とするというように、 期限を区切ったほうがよいという意見が出ました。
- 事務局:学級長を残したほうがよいと思う方は挙手をお願いします。賛成多数のため、学級長は残すこととします。また、次回の部会までに再度各PTAで検討していただき事項は次のとおりです。
- ①副会長の人数について
- ②会計の人数について
- ③校外生活委員の人数について、北学園は地区の見直しを行っていただきたい。
- 4学級長のあり方について
- ⑤学年長は必要か。
- ⑥免除規定について

また、次回の部会までに各PTAの会計の方に集まっていただき、人数や管理の仕方を 検討する会を設けたいと思います。

事務局:本日の協議は以上とする。次回の協議は12月14日(火)午後2時30分から開始することとする。

(15:50 終了)